

株式会社シーユーシー

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社シーユーシーと称し、英文では CUC Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援
- (2) 医療及びヘルスケア関連事業の経営支援
- (3) 医療及びヘルスケア関連人材の派遣、採用支援、評価、教育、研修
- (4) 医療及びヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売
- (5) 医療機関の合併・提携及び営業権・有価証券の譲渡に関する支援
- (6) 診療報酬請求事務並びに医院一般事務の受託
- (7) 広告の企画、制作及び広告代理店業
- (8) 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売及び放送業
- (9) 情報ネットワーク及びシステムの構築、運用、ソフトウェア制作及び販売
- (10) 通信販売業
- (11) 集金代行業
- (12) 金融業及び株式、債券等への投資に関する業務
- (13) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (14) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
- (15) 有料職業紹介事業
- (16) 臨床試験支援業務
- (17) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア及びシステムの販売代理店業務
- (18) 訪問調剤に関する業務
- (19) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (20) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (21) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (22) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (23) 健康保険法に基づく訪問看護事業
- (24) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (25) 前各号に関連する医療、介護、福祉に関する事業
- (26) 前各号に関連するコンサルティング業務
- (27) 前各号の営業を行う者及びベンチャービジネスに対する投資
- (28) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式数は、90,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長(以下、「社長」という。)がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の取締役(監査等委員である者を除く。)の選任決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
5. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
6. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(同法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項で規定する最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 31 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年3月末日又は9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。